

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援(中小・小規模事業者等の方向け)

R4.12.1現在

市の事業

県の事業

国の事業

その他の事業

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
減免・徴収猶予等	感染症に係る融資制度等に必要の証明書の交付手数料の減免	手数料の減免	新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等により証明書を必要とする方	証明書の交付手数料の減免 【減免対象】 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍附票の写し、戸籍一部事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、固定資産評価・課税証明書、納税証明書	市民一課 市民税課 収納推進課 地域生活課(淀江支所) [市民一課] (0859) 23-5144 [市民税課] (0859) 23-5114 [収納推進課] (0859) 23-5102	
	市税の徴収猶予についての相談	市税の徴収猶予	感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方	市県民税(普通徴収・特別徴収)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税などの税目が対象	収納推進課 (0859) 23-5105	
	社会保険料等の猶予に関する相談受付	厚生年金保険料等の猶予	厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当する方	猶予制度に関する一般的な質問を受付	米子年金事務所 (0859) 34-6111	
スポーツ	米子市体育施設の利用における、キャンセル料金の減免	手数料の減免	米子市体育施設の利用者	新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした公の施設の使用等の取消しに係るキャンセル料の全額免除 【減免対象施設】 米子市営体育施設	スポーツ振興課 (0859) 23-5426	
資金繰り支援	感染症の影響で売上が減少した事業者が融資を受けた場合の利子補給	融資利子補給補助金(新型コロナウイルス感染症事業者支援特別対策事業)	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者	地域経済変動対策資金の融資を受けた場合の利子金額分の全額	商工課 (0859) 23-5219	
	感染症の影響で売上が減少した事業者が融資を受けた場合の利子補給	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす事業者	日本政策金融公庫(日本公庫)、沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)、商工組合中央金庫(商工中金)及び日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務(危機対応融資)」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にわたる利子相当額を一括して助成。 申請期限: 令和6年8月31日	【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 【コールセンター】 0570-060-515 (平日9時~17時)	
	新型コロナウイルス感染症拡大やロシア・ウクライナ情勢等による木材不足や物価高騰に対し、県内での製材品等の生産・供給体制の維持・強化に取り組む製材等事業者に対し、必要な公的融資の借入利子の一部を助成	利子補給(製材業等)	新型コロナウイルス感染症拡大やロシア・ウクライナ情勢等による木材不足や物価高騰に対し、県内での製材品等の生産・供給体制の維持・強化に取り組む製材等事業者	新型コロナウイルス感染症拡大やロシア・ウクライナ情勢等による木材不足や物価高騰に対し、県内での製材品等の生産・供給体制の維持・強化に取り組む製材等事業者	新型コロナウイルス感染症拡大やロシア・ウクライナ情勢等による木材不足や物価高騰に対し、県内での製材品等の生産・供給体制の維持・強化に取り組む製材等事業者	【鳥取県】 県産財・林産振興課 (0857) 26-7302
	新型コロナウイルス感染症及び原油価格の異常な高騰等の影響を受け、資金繰りに窮している中小漁業者等を支援するため、運転資金等の無利子融通を行う金融機関(鳥取県信用漁業協同組合連合会等)に対して利子補給の緊急支援	燃油高騰緊急対策事業(水産業支援)	新型コロナウイルス感染症及び原油価格の異常な高騰等の影響を受け、資金繰りに窮している中小漁業者等	新型コロナウイルス感染症及び原油価格の異常な高騰等の影響を受け、資金繰りに窮している中小漁業者等	新型コロナウイルス感染症及び原油価格の異常な高騰等の影響を受け、資金繰りに窮している中小漁業者等を支援するため、運転資金等の無利子融通を行う金融機関(鳥取県信用漁業協同組合連合会等)に対して利子補給の緊急支援を行います。 【貸付期間】10年以内(うち据置期間2年以内) 【貸付限度額】2,000万円以内 【金利】県の利子助成により実質無利子化(10年間) ※令和5年3月31日までに利子補給が決定されたものに限る。 【保証料】国による保証料全額助成(5年間)	鳥取県信用漁業組合連合会本店 (0857) 23-1351
	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている農業者を支援するため、県内3JAにて「新型コロナウイルス感染症対策資金」(運転資金)を融資	貸付事業(農業)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている農業者	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている農業者	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている農業者を支援するため、県内3JAにて「新型コロナウイルス感染症対策資金」(運転資金)を融資 【新型コロナウイルス感染症対策資金】 ●貸付期間 1年以上10年以内のJA所定の期間 ●融資限度額 個人:300万円以内 法人:500万円以内 ●金利 JA所定の利率(借入日から最大5年間、1.5%以内の利子補給あり。) ●保証料 鳥取県農業信用基金協会による保証前取り一括保証料全額を助成。	JA鳥取西部 農業融資センター (0859) 37-5865

		市の事業		県の事業		国の事業		その他の事業	
		市の事業		県の事業		国の事業		その他の事業	
内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容			担当窓口			
資金繰り支援	農林漁業者等が借り入れる(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)の農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の引き上げ、実質無利子化・無担保等での融資	貸付事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農林漁業者等	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難な農林漁業者等が借り入れる(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)の農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の引き上げ、実質無利子化・無担保等での融資を行います。 【農林漁業セーフティネット資金】 ●貸付対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農林漁業者等 ●資金使途 農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金 ●貸付期間 15年以内(うち据置3年以内) ●融資限度額 一般:1,200万円 特認:年間経営費等の12/12簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合 ●金利 0.30%(15年の場合。令和3年12月20日現在) ●担保等 実質的に無担保化等 ●実質無利子化 公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により融資当初5年間(林業者は10年間)の利子を助成			日本政策金融公庫 鳥取支店	(0857) 20-2151	
	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている漁業者(漁協及び組合員)を支援するため、県内のJFマリンバンク(県信用漁業協同組合連合会及び農林中金)において「JFマリンバンクコロナ対策長期資金」(運転資金)の融資	貸付事業(水産業)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている漁業者(漁協及び組合員)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている漁業者(漁協及び組合員)を支援するため、県内のJFマリンバンク(県信用漁業協同組合連合会及び農林中金)において「JFマリンバンクコロナ対策長期資金」(運転資金)の融資を行います。 【貸付期間】15年以内(うち据置3年以内) 【利子助成上限融資額】1.5億円 【金利】1.5%(JFマリンバンク及び県の利子助成により実質無利子化(5年間)) 【保証料】国による保証料全額助成(5年間)			鳥取県信用漁業組合連合会本店	(0857) 23-1351	
	最長5年間元本返済不要の期日一括返済型の資金により、県内中小企業者等の資金繰りを支援	ポストコロナに向けた資金繰り支援事業(経営安定事業継続支援資金)	県内中小企業事業主等	【資金使途】運転資金 【融資上限額】3,000万円 【融資利率】1.80% 【保証料率】0.23%~0.68% 【融資期間】5年以内 【償還方法】期日一括返済 【対象事業者】 コロナ前(令和2年1月以前)と比較し、最近3か月間又は直近決算期の売上高又は営業利益が減少しているもの			【鳥取県】 企業支援課	(0857) 26-7453	
	燃油及び原材料価格等の高騰並びに円安の影響を受ける県内中小企業者等の資金繰りを支援	燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業(地域経済変動対策資金)	県内中小企業事業主等	【資金使途】運転資金、設備資金及び借換資金(借換資金は新規借入に併せて行う場合に限る。) 【融資上限額】2億8,000万円 【融資利率】1.43%(最長3年間、最大0%になる場合があります。) 【保証料率】0.23%~0.68% 【融資期間】10年以内(据置3年以内含む) 【対象事業者】 燃油及び原材料価格の高騰・円安に起因する著しい需要の減少により、最近3か月の平均売上高が前年同期比5%以上減少等 【申込期限】令和5年3月31日			【鳥取県】 企業支援課	(0857) 26-7453	
	新型コロナによる離職者を試用雇用する事業者に対して試用雇用期間中の賃金の一部を助成	トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金)	試用雇用を実施する事業者	令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方で、離職期間が3か月を越え、就労経験のない職業へ就労を希望される方を一定期間(原則3か月)試用雇用する事業主に対して、試用運用期間中の賃金の一部を助成します。 (短時間労働(週20~30時間) 2.5万円/月、常用雇用(週30時間以上) 4万円/月)			【厚生労働省】 ハローワーク米子	(0859) 33-3911	
事業継続支援	出向により労働者の雇用を維持する場合に係る経費の助成	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者 (出向運営経費 助成率:中小企業4/5(解雇を行わない場合9/10)、大企業2/3(解雇を行わない場合3/4)、上限額:12,000円/日・人) (出向初期経費 10万円/人、加算額 5万円/人)			【厚生労働省】 鳥取労働局	(0857) 29-1708		
	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又は規模拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援	事業再構築促進補助金	①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等 ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等 ③補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加又は従業員一人当たり付加価値額年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成			【補助額】 (通常枠)100万円~8,000万円(補助率2/3) 【公募期間】第8回公募の期間は、令和4年10月3日から令和5年1月13日まで ※詳細は、事業再構築促進事業ホームページをご覧ください	【中小企業庁】 事業再構築補助金事務局	【コールセンター】 0570-012-088	

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
事業継続支援	感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援	新型コロナウイルス感染予防対策推進事業	飲食店、理美容所、小売店等の店舗やオフィス、複数の県民が利用する施設	【補助対象】 感染予防対策に必要な経費(仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、非接触型体温計、CO2 モニターの購入、換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等) 【補助額】上限 20 万円(補助率 1/2) ※複数店舗を有する事業者の場合、店舗数に応じて補助 ※お問い合わせの際は「感染予防対策補助金」とお伝えください。	【鳥取県】 くらしの安心応援課 (0857) 26-7159
	対面型サービス等を行う複数の事業者(鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店)が連携して実施する集客促進や事業多角化に繋がる主体的な取組を支援	グループで取り組む「感染防御型 With コロナ」のお店応援事業補助金	認証店を取得している複数の法人、個人事業者等により構成されるグループ	「感染防御型 With コロナ」のお店を応援するため、対面型サービス等を行う複数の事業者(鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店)が連携して実施する集客促進や事業多角化に繋がる主体的な取組を支援 【補助率】2/3 【上限額】200万円(1認証店当たりの上限額は50万円) 【申請期限】令和5年2月28日 【事業実施期間】令和5年2月28日	【鳥取県】 企業支援課 (0857) 26-7217
	商店街や複数の事業者等が連携して行う地域の活性化や需要喚起に繋がる先駆的な取組を支援	商店街等新展開支援事業補助金	【実施主体】商店街組織、複数の中小企業者等	【実施主体】商店街組織、複数の中小企業者等 【補助率】2/3 【上限額】100万円 【申請期限】令和5年1月31日 【事業実施期間】令和5年2月28日	【鳥取県】 企業支援課 (0857) 26-7217
	スケールメリットを生かした共同調達の導入や業務効率化等、円安・物価高騰を克服するための積極的な取組を支援	円安・物価高騰対策グループ補助金	円安・物価高騰の影響を強く受けている業界団体、組合、任意グループ	【補助対象者】円安・物価高騰の影響を強く受けている業界団体、組合、任意グループ 【補助率】3/4 【上限額】500万円 【事業実施期間】令和5年2月28日	【鳥取県】 企業支援課 (0857) 26-7453
	成長が見込まれる業種や業態転換等を学ぶセミナー・事業計画策定等のワークショップ、伴走型支援を行う専門家派遣	地域活性化雇用創造プロジェクト事業(地域雇用再生コース)	飲食サービス業、宿泊業、卸売業、小売業、運輸業、製造業、情報サービス業の事業主の方	成長が見込まれる業種や業態転換等を学ぶセミナー・事業計画策定等のワークショップ、伴走型支援を行う専門家派遣	【鳥取県】 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局(雇用人材局雇用政策課内) (0857) 26-8477
	製造業及びIT産業の新分野進出・事業多化、DX等を推進するために必要な技術・技能者の育成に向けて、ものづくりに関する各種講座の開催、専門家を活用したオーダーメイド型人材育成による支援	地域活性化雇用創造プロジェクト事業(地域雇用再生コース)	県内の事業所	製造業及びIT産業の新分野進出・事業多化、DX等を推進するために必要な技術・技能者の育成に向けて、ものづくりに関する各種講座の開催、専門家を活用したオーダーメイド型人材育成による支援	【鳥取県】 産業人材課 (0857) 26-7224
	多岐に渡る課題解決能力やAI等の先端分野に対応する人材育成ニーズに対応できるオンラインコンテンツを活用した研修の機会を提供	地域活性化雇用創造プロジェクト事業(地域雇用再生コース)	県内の事業所	多岐に渡る課題解決能力やAI等の先端分野に対応する人材育成ニーズに対応できるオンラインコンテンツを活用した研修の機会を提供	【鳥取県】 産業人材課 (0857) 26-7224
	原油価格高騰等に伴う資材費、原材料費等の上昇など、生産コストの増加により経営に影響を受けている事業者に対し、輸出活動に係る経費を緊急的に支援	「食のみやこ鳥取県」販路開拓緊急支援事業費補助金	県産食品の輸出に取り組む県内事業者	【補助対象事業】県産食品の輸出促進のために行う取組(輸出見本市への出展、海外での営業活動、広報物の製作等) 【補助要件】原油価格高騰、円安等、国際情勢の変化に起因して、前年同時期と比べて10%以上の生産経費(資材費、原料費等)の増加が生じていること 【補助率】2/3 [補助上限]250万円/事業者	【鳥取県】 販路拡大・輸出促進課 (0857) 26-7963

		市の事業		県の事業		国の事業		その他の事業	
内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容			担当窓口			
国際経済変動により調達や出荷が困難になる等の状況に対応し、サプライチェーンやマーケットの再構築等について緊急的対応を行う取組を支援	国際経済変動緊急対策補助金	県内に本社を有する中小企業者	ウクライナ危機や新型コロナ感染拡大に伴う中国でのロックダウン等の国際経済変動により調達や出荷が困難になる等の状況に対応し、サプライチェーンやマーケットの再構築等について緊急的対応を行う取組を支援<補助率等>補助率:1/2、上限額:100万円<対象経費>調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費・交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、雑費、代行営業経費、販売促進用品の輸送料、現地での感染予防経費(ハイヤー移動等)、PCR検査費、必要な隔離に要する経費			【鳥取県】 通商物流課		(0857) 26-7660	
感染予防対策等で安全性を確保した上で、早期に海外での販路開拓の取組を支援	コロナ禍における海外ビジネス支援補助金	県内事業者	<補助率等>補助率:1/2以内、上限額:75万円/年<対象経費>現地での感染予防経費(ハイヤー移動等)、PCR検査費、必要な隔離に要する経費、旅費、展示品等輸送料、物産展等出展費、外部専門家謝金・旅費、通訳・翻訳費、各種証明書取得費、仕様変更費等			(公財)鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター		(0859) 30-3161	
県内の貸切バス等事業者が実施する、貸切バス等貸し切って利用されるジャンボタクシーを含む。)の利用に係る代金の半額を助成	貸切バス等利用促進緊急応援補助金	グループ等での旅行、企業・団体等の研修視察	【運行期間】 令和4年4月1日から令和5年2月28日 【補助内容】 補助率:1/2 補助上限額:1件あたり20万円 ※予算がなくなり次第終了します。 ※補助対象は、県内移動を原則とし、県外移動の場合は、鳥取県と生活・経済圏を同一とする地域に限り(鳥取県から新型コロナウイルス感染症に係る移動の注意喚起が出ていないことを条件とする)、なおかつ県内の飲食施設、商業施設等に立ち寄る行程とする場合に限りま			鳥取県バス協会		鳥取県バス協会 (0857) 22-2724	
雇用の維持とともに影響収束後の事業展開のために教育訓練に取り組む場合に、その教育訓練に要する経費の一部を支援	雇用維持教育訓練経費補助金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける県内事業者	雇用の維持とともに影響収束後の事業展開のために教育訓練に取り組む場合に、その教育訓練に要する経費の一部を支援(補助率2/3、上限100万円/社)			【鳥取県】 産業人材課		(0857) 26-7224	
新型コロナウイルス等の影響により離職した者を正規雇用した企業に奨励金・支援金を支給し、離職者の再就職を支援	離職者の再就職支援	新型コロナウイルス等の影響により離職した者を正規雇用した企業	【新型コロナウイルス雇用安定支援金】 ・新型コロナウイルス等の影響により5人以上29人以下の離職を発生させる企業の離職者を正規雇用した場合に支援金を支給します。 ・正規雇用者1人あたり30万円 【鳥取県労働移動受入奨励金】 ・事業縮小等の影響により30人以上の離職者を発生させる企業の離職者を正規雇用した場合に奨励金を支給します。 ・正規雇用者1人あたり10万円			【鳥取県】 県立ハローワーク		(0859) 21-4585	
再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用する事業者に助成金	労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)	再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、6ヶ月を超えて継続して雇用する事業者	・労働者1人あたり30万円			【厚生労働省】 ハローワーク米子		(0859) 33-3911	
テレワーク、オンライン会議等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者が、専門家の伴走支援を受けながら行う導入に向けた取組を支援	鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金	テレワーク、オンライン会議等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者	テレワーク、オンライン会議等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者が、専門家の伴走支援を受けながら行う導入に向けた取組を支援(補助率1/2、上限50万円/社)、早期導入支援コース(補助率1/3、上限20万円/社)			とっとり働き方改革支援センター(県商工労働部内)		(0857) 26-7647	

		市の事業		県の事業		国の事業		その他の事業	
		内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口			
事業継続支援		障がい者のテレワークに取り組む県内企業等の経費の一部	障がい者のテレワーク導入支援補助金	障がい者のテレワークに取り組む県内企業等	障がい者にとって働きやすい職場環境等の整備を進めるため、障がい者のテレワークに取り組む県内企業等の経費の一部を助成します。(補助率 1/2、上限 50 万円/社)	【鳥取県】 雇用政策課	(0857) 26-7693		
		技能実習生等を受け入れる県内事業者が水際対策に対応するために、技能実習生等がホテル等に宿泊した場合に掛かった経費を支援	鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金	技能実習生等を受け入れる県内事業者	技能実習生等を受け入れる県内事業者が水際対策に対応するために、技能実習生等がホテル等に宿泊した場合に掛かった経費を支援します。(上限額 2 千円/泊、補助率 1/3、1 事業所当たりの上限 5 人)	【鳥取県】 雇用政策課	(0857) 26-7699		
生産性開拓		販路開拓等の取組を支援	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等	(一般型) 【補助上限】50万円 【補助率】2/3 【補助対象】小規模事業者等が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を補助(機械装置等費、開発費、専門家謝金、広報費、旅費等) 詳細は、米子商工会議所のホームページにてご確認ください。	米子商工会議所 企業支援課	(0859) 22-5131		
		オンラインを活用した海外販路開拓を目的とする販売促進用の動画作成に係る費用を支援	海外プロモーション動画作成支援補助金	県内事業者及び任意のグループ	<補助率等>補助率:1/2 以内、上限額:20 万円/年 <対象経費>委託費、賃借料、通信運搬費、通訳翻訳料、消耗品等	(公財)鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター	(0859) 30-3161		
休業補償等		事業主が労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成	【厚生労働省】 ハローワーク米子	(0859) 33-3911		
		小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のための休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)	小学校休業等対応助成金	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇制度とは別途、有給(賃金全額)の休暇を取得させた事業主	【主要要件】 ・①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇、または②新型コロナウイルス感染症に感染した又は風邪症状など感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇であること ・労働基準法第39条に定める年次有給休暇とは別のもの ・年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われるものであること ・有給休暇を取得した労働者が、申請日時点において1日以上は勤務したことのある労働者であること 【助成内容・申請期限】 ・対象労働者1人につき、日額換算賃金額(10/10)×有給休暇日数 ・令和4年10月1日～11月30日までの休暇取得分: 上限 8,355円 申請期限令和5年1月31日(必着) ・令和4年12月1日～令和5年3月31日までの休暇取得分: 上限8,355円 申請期限令和5年5月31日(必着) 【有給休暇取得期間】 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで	【厚生労働省】 小学校等休業助成金・支援金 雇用調整助成金 相談コールセンター	(フリーダイヤル) 0120- 876-187		
		小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のための休暇取得支援(契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者向け)	小学校休業等対応支援金	子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	【主要要件】 ・①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うこと、または②新型コロナウイルス感染症に感染した又は風邪症状など感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うこと ・小学校等の臨時休業等の前に、個人で業務委託契約等を締結していること ・業務従事や業務遂行の態様、業務の場所や日時等について発注者から一定の指定を受けていること ・業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること 【助成内容・申請期限】 ・令和4年10月1日～11月30日までに仕事ができなくなった分: 日額4,177円 申請期限令和5年1月31日(必着) ・令和4年12月1日～3月31日までに仕事ができなくなった分: 日額4,177円 申請期限令和5年5月31日(必着) 【仕事ができなくなった期間】 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで	【厚生労働省】 小学校等休業助成金・支援金 雇用調整助成金 相談コールセンター	(フリーダイヤル) 0120- 876-187		

		市の事業		県の事業		国の事業		その他の事業	
		内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口			
休業補償等		医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備・周知し、令和3年4月1日～令和5年3月31日の間に当該休暇を取得させた事業主を助成	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者(正規・非正規を問わない)が取得できる有給の休暇制度(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を整備・周知し、令和3年4月1日～令和5年3月31日の間に当該休暇を取得させた事業主	① 休暇制度導入助成金(令和3年4月1日～令和5年3月31日 休暇取得日数合計5日以上) 支給額:15万円(1事業場1回限り) ※令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金等を受給した事業場は併給できません。 ② 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)(令和2年5月7日～令和5年3月31日の休暇取得日数合計20日以上) 支給額:対象労働者1人当たり28.5万円(1事業所当たり5人まで)	【厚生労働省】 鳥取労働局 雇用環境・均等室		(0857) 29-1701	
		新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成	両立支援等助成金・介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)	新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主	【支給額(労働者1人当たり)】 休暇取得日数合計5日～10日未満:20万円 休暇取得日数合計10日以上:35万円	【厚生労働省】 鳥取労働局雇用環境・均等室		(0857) 29-1701	
業種別支援	観光	事業継続に必要な資金を確保しながら感染状況が落ち着いた際に県内外からの誘客を促すために発行する前売り券に係る経費を支援	鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業	県内のホテル・旅館、旅行会社、観光施設など新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた観光事業者等	県内のホテル・旅館、旅行会社等が独自に発行する20%プレミアム付きの「とり旅応援前売り券」にかかる経費の一部を支援 【販売期間】 参加登録完了後～令和4年1月20日まで 【使用期間】 令和5年3月31日まで 【補助上限】 1施設当たり100万円	鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金事務局		(0857) 20-5210	
	飲食	新型コロナ安心対策認証店のうち飲食店等で利用できる25%プレミアム付きクーポン券を発行	新型コロナ安心対策認証店特別応援キャンペーンお食事クーポン券第2弾	新型コロナ安心対策認証店のうち、本キャンペーンに登録した飲食店等 ※飲食店営業許可、喫茶店営業許可を保有する事業者	【クーポン券概要】 販売額4,000円で5,000円、2,000円で2,500円の飲食が可能 25%プレミアム付きお食事クーポン券 【販売期間】 令和4年12月20日まで 【利用期間】 令和4年12月20日まで	【鳥取県】 販路拡大・輸出促進課		(0857) 26-7767	
	スポーツ	スポーツイベント主催者に感染症対策に係る物品を貸与	地域スポーツイベント感染防止対策事業	スポーツイベントの主催者	【支援内容】 スポーツイベント開催に係る感染症対策に必要な物品を貸与 ※スタンド型検温器、飛沫防止用透明パーティション、感染症対策注意喚起用看板等	スポーツ振興課		(0859) 23-5426	
	畜産	新型コロナウイルス感染症の影響による飼料価格の高騰等により経営が苦しんでいる畜産農家に対して支援	畜産農家支援	新型コロナウイルス感染症の影響による飼料価格の高騰等により経営が苦しんでいる畜産農家	新型コロナウイルス感染症の影響による飼料価格の高騰等により経営が苦しんでいる畜産農家に対して支援を行います。 1 酪農家 令和3年度の1頭あたりの飼料価格を基準として、基準価格を超えた飼料代の1/3を支援 2 養鶏農家 配合飼料価格安定制度の生産者負担金の1/2を支援 3 肉牛農家及び養豚農家 牛・豚マルキンで経営補償されない部分の1/2を支援 4 その他 経営改善のための専門的経営コンサルタント(税理士等)による指導費の1/3を助成	【鳥取県】 畜産課		(0857) 26-7288	
農林	円安やウクライナ紛争による物価高騰での住宅新規着工の先送り、新型コロナウイルスの感染拡大等の国内外の情勢により、県産原木が大きく滞留する事態が発生しており、滞留する原木を一時保管するため必要となる取組を緊急的に支援	滞留原木保管等緊急支援事業(補助)	森林組合、林業事業体、木材市場等	円安やウクライナ紛争による物価高騰での住宅新規着工の先送り、新型コロナウイルスの感染拡大等の国内外の情勢により、県産原木が大きく滞留する事態が発生しており、滞留する原木を一時保管するため必要となる取組を緊急的に支援します。 【補助対象事業者】 森林組合、林業事業体、木材市場等 【補助対象経費】 (1)原木の一時保管に要する経費 (2)保管場所の整備に必要な経費 (3)保管場所への積込、運搬等の流通に要する経費 (4)保管原木の防腐処理等に要する経費等	【鳥取県】 森林組合連合会		(0857) 28-0121		

		市の事業		県の事業		国の事業		その他の事業	
		内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口			
業種別支援	その他	学び直し・スキルアップを目的として職業能力の開発等に係る講座を受講する場合の経費の補助	米子市企業人材スキルアップ支援補助金	・市内に主たる事務所又は事業所を有すること ・補助事業終了後も、引き続き1年以上、市内に事務所等を有し、事業を継続する予定であること	【補助上限】 5万円/人(1企業5人まで) 【対象講座】 雇用保険法第60条の2第1項の厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座、その他これに類するものとして市長が認める講座 【対象経費】 入学料、受講料、教材費、その他市長が必要と認める費用の合計額 ※予算の上限額に達し次第、受付を終了	経済戦略課	(0859) 23-5224		
	相談窓口	経済対策・雇用に関する電話相談窓口	事業者向け相談窓口	市内事業者	経済対策・雇用に関する電話相談に対応	経済戦略課	(0859) 23-5224		
		国及び県の経済対策予算の補助金等の相談・申請窓口	コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口	県内の事業者	県内事業者による新型コロナウイルスに関する国・県経済対策の補助金等の相談・申請を、社会保険労務士・行政書士・税理士がサポート	【鳥取県】 (鳥取県西部総合事務所内) 西部ワンストップセンター	(0859) 31-9637		
		経営相談に対応	新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口	中小企業・小規模事業者等	経営相談窓口を開設して、資金繰りや補助金申請などの経営相談の実施。 【時間】 平日10時から16時まで ※祝祭日を除く ※完全予約制 【会場】米子商工会議所2階 【相談料】無料	米子商工会議所企業支援課	(0859) 22-5131		

※各支援事業は、新型コロナウイルス感染症の状況や予算の都合等により、本表に記載の期間内であっても事業を終了する場合があります。事業の詳細や実施状況等については、各担当窓口にお問い合わせください。